　年　　月　　日

申請者　発電事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項に基づく同法施行規則第５条の２第３号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

１．関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注１）

|  |  |
| --- | --- |
| 発電事業者名 |  |
| 発電設備の区分（注２） |  |
| 発電出力（kW） |  |
| 設備名称 |  |
| 設備の所在地 |  |

２．設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注３）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の有無 | 現況  (有の場合のみ) | 確認・手続先（部署名） |
| １ | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ２ | 都市計画法に基づく開発許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ３ | 河川法に基づく工作物の新築棟の許可、  河川区域内の土地占用・掘削許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ４ | 港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ５ | 海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許  可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ６ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す  る法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ７ | 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ８ | 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| ９ | 景観法に基づく届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 10 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 11 | 農地法に基づく農地転用許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 12 | 森林法に基づく林地開発許可等手続、伐  採及び伐採後の造林の届出手続 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 13 | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地  土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物  指定地の現状変更許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 14 | 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 15 | 自然公園法に基づく工作物新築許可等 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 16 | 自然環境保全法に基づく工作物新築許可等 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 17 | 絶滅のおそれがある野生動植物の種の  保存に関する法律に基づく生息地等  保護区の管理地区の行為許可等 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 18 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化  に関する法律に基づく鳥獣保護区の  特別保護地区の行為許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年　月予定) |  |
| 19 | 環境影響評価法・条例に係る環境影響  評価手続  (環境影響手続における事業名称： ) | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年月予定) |  |
| 20 | その他の法律・条例に係る手続（注４）  （法令名：　　　　　　　　　　 ） | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (平成　　年　　月予定) |  |
| 上記以外の相談先（部署名）（注５） | | | | |
|  | | | | |

３．自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対象区分等のみ）（注６）

自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果について、別紙の通り報告致します。

（注１）認定申請に係る発電設備の情報を記載すること。

（注２）発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記号 | 発電設備 | 出力 |
| Ｓ | 太陽光発電設備のみ | 10kW未満 |
| Ｔ | 太陽光発電設備（ダブル発電） | 10kW未満 |
| Ａ | 太陽光発電設備 | 10kW以上50kW未満 |
| 太陽光発電設備 | 50kW以上2,000kW未満 |
| 太陽光発電設備 | 2,000kW以上 |
| Ｄ | 風力発電設備(陸上風力) | － |
| 風力発電設備(陸上風力リプレース) | － |
| Ｕ | 風力発電設備（着床式洋上風力） | － |
| ２ | 風力発電設備（浮体式洋上風力） | － |
| Ｋ | 地熱発電設備 | 15,000kW未満 |
| 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW未満 |
| 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW未満 |
| Ｌ | 地熱発電設備 | 15,000kW以上 |
| 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW以上 |
| 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW以上 |
| Ｅ | 水力発電設備 | 200kW未満 |
| Ｖ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW未満 |
| Ｉ | 水力発電設備 | 200kW以上1,000kW未満 |
| Ｘ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW以上1,000kW未満 |
| Ｊ | 水力発電設備 | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| 水力発電設備 | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| Ｙ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| Ｍ | バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来） | - |
| １ | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW未満 |
| Ｎ | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW以上 |
| ３ | バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料) | 10,000kW未満 |
| ４ | バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料) | 10,000kW以上 |
| ５ | バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料） | － |
| Ｑ | バイオマス発電設備（建築資材廃棄物） | － |
| Ｒ | バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス） | － |

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が

個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請

時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注３）掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

（注４）掲載した法令のほかに該当するものがあれば「２０　その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

（注５）設備の設置場所に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

（注６）別紙で定める様式に必要事項を記載の上、提出すること。